

令和6年12月6日

学生各位

学 生 課 長  
(学生係扱い)

## 令和7年度「公益財団法人 本庄国際奨学財団 高校生・高専生対象奨学金」の募集について

標記のことについて、下記のとおり募集しますので、希望者は期限までに学生係へ申請書類を提出してください。

### 記

1. 対象学年・学科 令和7年度 本科2年生（現本科1年生）
2. 採用要件
  - ①経済的な理由で修学、進学が困難である。（経済的な基準は募集要項に記載）
  - ②国公立大学への進学・編入または専攻科（高専）を目指している。
  - ③1学年の通年の成績が5段階評価換算4.0以上※

※成績評価基準（5段階換算）

$$\frac{\text{「優」の単位数} \times 5 \text{点} + \text{「良」の単位数} \times 4 \text{点} + \text{「可」の単位数} \times 3 \text{点} + \text{「不可」の単位数} \times 1 \text{点}}{\text{総単位数}} \geq 4.0$$

3. 奨学金の給付額 月額5万円 ※返還の義務なし
4. 給付期間 高専2年から本科卒業まで  
大学に編入又は専攻科に進学した場合はその卒業まで
5. 申請書類
  - ① [奨学金申請書](#)
  - ② [身上書](#)
  - ③ [推薦書](#)
  - ④ [作文](#)（手書き）
  - ⑤ 家庭の経済状況等を証明する書類（下記1～3のいずれか）

- 1) 生計を同じくする家族で収入のある方全員の課税（非課税）証明書または所得証明書（市町村で発行される令和6年度（令和5年分）のもの）ただし、18歳以下のきょうだいおよび学生の収入はのぞく。
- 2) 社会的養護を受けている場合、社会的養護の状況がわかるもの。施設在籍証明書、児童（里親）委託証明書、住民票、戸籍謄本など。
- 3) 生活保護を受けている世帯の場合は、生活保護受給証明書

## 6. 選考スケジュール

- ・財団による書類選考 : 令和7年4月1日～5月16日
- ・財団による面接選考 : 令和7年5月19日～5月23日  
（Zoom、LINE等オンラインツールを使った面接）
- ・採用者決定 : 令和7年5月31日迄
- ・奨学金支給開始 : 令和7年6月から（令和7年4月分に遡って支給）

## 7. 提出期限 令和7年2月28日（金）

////////////////////////////////////  
/<提出・問合せ先>

/ 広島商船高等専門学校 学生課学生係

/ 〒725-0231

/ 広島県豊田郡大崎上島町東野4272番地1

/ TEL 0846-67-3023（ダイヤルイン）

/ FAX 0846-67-3029  
////////////////////////////////////

## 2025年度 高校生・高専生奨学金募集要項

概 要		高校生及び高専生が経済的理由により大学進学・編入や高専専攻科への進学を断念することのないよう、また進学後も勉学に専念できるよう、高校及び高専本科在学中のほか、大学等への進学後も継続して奨学金を支給し、社会に貢献する人材を育成しようとするもの。	
区 分		高 校 生	高等専門学校生
奨学金	支給額	月額5万円 ※大学等へ進学しなかった場合でも返済の必要はありません。	
	支給期間	高校2年から卒業までと、大学に進学した場合は大学卒業まで	高専2年から本科卒業までと、大学に編入または専攻科に進学した場合はその卒業まで。
募集人数		15名(高校生・高専生を合わせた人数)	
応募資格 ※すべてに該当すること	学 年	国公立全日制高等学校1学年に在学する生徒。国籍は問いません。	国公立高等専門学校1学年に在学する学生。国籍は問いません。
	進学希望の有無	原則として日本の国公立大学(短大は除く)に進学を希望していること。	原則として日本の国公立大学(短大は除く)に編入または専攻科に進学を希望していること。
	成績基準	1学年の通年成績が評定平均値が5段階評価で4.0以上あること。5段階評価以外の場合は5段階評価に換算してください。評定平均値は小数点以下第2位を切り捨ててください。	1学年の通年成績がGPA3.2以上あること。または5段階評価で換算して4.0以上あること。5段階評価以外の場合は5段階評価に換算してください。評定平均値は小数点以下第2位を切り捨ててください。
	経済状況または本人の生活状況	家庭の経済状況または本人の生活状況が下記のいずれかに該当すること。 (1)世帯の収入(税金等控除前の金額)が800万円以下である。(同居する18歳以下のきょうだいおよび学生の収入はのぞく) (2)社会的養護が必要な人。(児童養護施設入所中や里親家庭等) (3)生活保護を受けている世帯	
募集期間		2025年1月6日～3月31日(オンライン申請期間)	

応募方法

- 1.奨学金を申請する生徒・学生が、(1)奨学金申請書、(2)身上書、(3)作文を手書きで完成し、必要書類(推薦書、経済状況を証明する書類)と一緒に担当の先生に渡す。
  - 2.担当の先生が<オンライン申請システム>よりアカウントを取得。
  - 3.生徒・学生の手書きした奨学金申請書と身上書の内容を<オンライン申請システム>に入力する。
  - 4.作文、家庭の経済状況等を証明する書類、推薦書をPDFファイルにして<オンライン申請システム>よりアップロードする。
  - 5.<オンライン申請システム>による申請が完了したら、申請受付番号が発行されますので、合格発表まで保存してください。
- <オンライン申請システム>**  
**<https://hs-entry.hisf.or.jp>**  
(このシステムは2025年1月6日より稼働します。)
  - 6.送信完了すると入力した内容が記載された申請書がPDFファイルで自動的に作成されますので、保管をお願いします。

**アップロードする必要書類** ※PDFにしてアップロードしてください

- 1.**作文**: テーマ「大学または専攻科(高専)で勉強したいこと」または「将来の夢」400字詰め原稿用紙2枚以内に手書きで書いてください。  
(指定の用紙または市販の400字詰め原稿用紙でも構いません)
- 2.**本人をよく知る方の推薦書**(家族等以外の方の推薦書が必要です)  
指定の用紙または任意の用紙を使用。下記の例を参考に申請者のことをよく知っている方に書いていただいでください。
  - ・推薦者の例: 担任の先生、小中学校の先生、クラブ活動の指導者、恩師等
  - ・推薦者に相応しくない方: 父母、親権者、児童養護施設等職員※推薦書は推薦者のご関係と直筆の署名があれば足りるものとし、学校長の署名・公印は不要です。
- 3.**経済状況を証明する書類(1~3のいずれか)**
  - 1)生計を同じくする家族で収入のある方全員の課税(非課税)証明書または所得証明書(市町村で発行される令和6年度(令和5年分)のもの)ただし、18歳以下のきょうだいおよび学生の収入はのぞく。
  - 2)社会的養護を受けている場合、社会的養護の状況がわかるもの。  
施設在籍証明書、児童(里親)委託証明書、住民票、戸籍謄本など。
  - 3)生活保護を受けている世帯の場合は、生活保護受給証明書
- 4.**活動実績を証明する書類(ある方のみ)**  
学校内外の活動の取組みに対して社会的または客観的に評価を得ていること、語学やコンピューター技術等の資格取得など、小中学校を含めて申請者が達成したことについて証明できるものがあればアップロードしてください。

<p>選考方法、 スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書受付 2025年1月6日～同3月31日(オンライン申請の期間)</li> <li>・書類選考 2025年4月1日～同5月16日  <ul style="list-style-type: none"> <li>※書類選考の結果は、電子メールと郵送で担当の先生宛に通知します。</li> <li>※書類選考合格の場合には面接選考の日程を電子メールで担当の先生宛に通知します。</li> <li>※書類選考合格者には成績証明書をご提出いただきます。</li> </ul> </li> <li>・面接選考 2025年5月19日～5月23日のいずれかの日 (Zoom、LINE等オンラインツールを使った面接)</li> <li>・採用者決定 2025年5月31日まで</li> <li>・奨学金支給開始 2025年6月(2025年4月分に遡って支給します)</li> </ul>
<p>応募に関する その他の注意</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.応募書類は郵送する必要はありません。</li> <li>2.オンライン申請システムは、送信完了後も2025年3月31日まで何回でも書き換え可能です。最終の入力内容が自動的に上書きされます。</li> <li>3.申請書類上の個人情報については当財団奨学生選考以外に使われることはありません。  ただし次の特定の関係者に対して限定された個人情報が提供されますのでご了承ください。  ○書類審査・選考のため、選考委員へ申請書類の提出</li> </ol>
<p>奨学金の 支給について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.奨学金は2025年6月より、原則として申請者(高校生・高専生)の名義の銀行口座に毎月振り込みます。</li> <li>2.大学(原則として日本の国公立大学)に進学した時、または高専生が専攻科に進学した時は引き続きその卒業まで奨学金を支給します。進学の大学等は申請書に記載した志望大学以外でも構いません。</li> <li>3.奨学金は返済の必要はありません。大学等に進学しなかった場合でも返済の必要はありません。</li> <li>4.下記の場合は奨学金の支給を停止します。また理事会の決定によりすでに支払われた奨学金の返還を要求する場合があります。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)高校、高等専門学校、大学を退学または休学した</li> <li>2)当財団の奨学生としての名誉を傷つけたと認められるような行動をした場合</li> </ol> </li> </ol>
<p>応募に関する 問い合わせ</p>	<p>公益財団法人本庄国際奨学財団 事務局  〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷1-14-9  info@hisf.or.jp</p> <p>※ご質問は電子メールでお願いいたします。電話での問い合わせを希望される場合は、メールに連絡先を記載してください。こちらから電話させていただきます。</p>